

污水管清掃及びTV カメラ調査（海水侵入確認）業務とそれに伴う汚泥処分委託

特記仕様書

1. 業務名称

沖縄県立那覇工業高校（浦添地区）污水管清掃及びTV カメラ調査（海水侵入確認）業務とそれに伴う汚泥処分委託（R7）

2. 総括事項

- （1）本業務は、契約書並びにこの仕様書、管路施設内点検・調査業務標準仕様書、設計図面等により実施し、その順序、方法等については特に明記のない限り監督員の指示に従わなければならない。
- （2）本仕様書に規定する以外は、日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」、「下水道維持管理指針」、「下水道施設維持管理積算要領」、「下水道工事施工管理指針と解説」等、関係参考図書及び関係法令等を遵守するものとする。
- （3）仕様書、設計図面等に明記されていないもの、又は、疑義が生じた場合には、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。
- （4）受注者は管理技術者及び担当技術者（以下管理技術者等）を定め、管理技術者等は工程、品質、出来高、施工、安全等について調査職員と十分な打ち合わせを行い調査職員の指示に従い業務を進めるものとする。
- （5）本業務は、那覇工業高校の污水管内に海水浸入が疑われる為、潮位が高い時に合わせて、本管自走カメラ調査を行い、浸入水の有無を確認する事とする（別紙：概略図等添付）。

3. 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 提出書類

- （1）受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、調査職員の承諾を得たうえ、調査に着手すること。
①着手書類、②管理技術者及び担当技術者届、③工程表、④職務分担表、⑤緊急連絡体制表、⑥業務計画書（交通安全対策等含む）、⑦酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届、⑧その他
- （2）提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- （3）調査完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
①完了届、②調査記録写真及びDVD、③業務報告書（図書3部、電子データPDF、Excel 帳票等(CD-ROM等)）、④その他

5. 配置予定技術者に求める要件

- ①管理技術者の要件は以下とする。
 - ・「公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理専門技士（調査技士）」または「地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験「管路施設」のいずれかの資格を有する者。
- ②担当技術者の要件は定めない。
- ③本作業は酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 42 号）に規定される第二種酸素欠乏危険作業に該当するため、同法に基づき酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任すること。
※管理技術者、担当技術者、及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者は兼ねることができる。

6. 業務内容の変更

- (1) 業務の実施方法及び実施内容等を変更する場合は、変更設計図面及び変更理由書を提出し、監督員の承諾を得てから業務に着手すること。
- (2) 本業務の業務委託料を変更協議する場合、変更業務委託料の算定にあたっては、本業務の落札率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務設計額に乘じるものとする。

7. 保安及び衛生

- (1) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法令等に従って適切な管理を行い、事故防止に十分注意しなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施場所を明示する標識及び現場の安全維持に必要なすべての設備を設けなければならない。また、台風、雨天等に対しては、万全の措置を講じなければならない。
- (3) マンホール、管渠等の出入り、又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に従い、作業を開始する前に空気中の酸素及び硫化水素等の濃度を測定し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに空気呼吸器等保護具を常備しなければならない。なお、空気中の酸素濃度の測定結果は、報告書として監督員に提出するものとする。
- (4) 作業に伴い転落のおそれがある場合は、安全帯等を安全に取り付けるための設備を設け、安全帯等を使用すること。
- (5) 受注者は局地的な大雨に対する安全対策を十分に行い、以下のいずれかの場合には、作業を中止すること。

①当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合。

②当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

- (6) ツールボックスミーティング (TBM)

現場作業の開始前には、作業関係者全員に対して作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、確実に安全器具の設置について周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させると共に、危険予知 (KY) 活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。また、危険予知 (KY) 活動表 (例. 図1) を現場の分かりやすい場所に掲示する。

月 日 危険予知活動表	
グループの作業内容	
危険の ポイント	
私達は こうする	
会社名	リーダー名 作業員 名

図1 危険予知 (KY) 活動表の例

- (7) 緊急連絡先一覧表の掲示

事故が発生した場合を想定し緊急連絡先一覧表 (例. 図2) を現場の分かりやすい場所に掲示する。

緊 急 連 絡 先	
消 防	〇〇〇-〇〇〇〇
警 察	〇〇〇-〇〇〇〇
病 院	〇〇〇-〇〇〇〇
発 注 者	〇〇〇-〇〇〇〇
現場住所	〇〇市〇〇町〇〇

図2 緊急連絡先一覧表の例

(8) 業務現場においては生徒の安全を確保するため誘導看板等を配置しなければならない。

8. 対外補償及び保護

- (1) 受注者は、既設構造物等に損害を与えぬよう注意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、受注者の費用をもって補償又は原形に復旧するものとする。
- (2) 業務が原因となり、対物または対人等に損害を与えた場合に補償できる保険等に参加すること。
- (3) 作業終了後はマンホール蓋を確実に閉じ、がたつきがないか確認しなければならない。万が一、蓋にがたつきがある場合は応急処置を施し、速やかに事務長へ報告する事。また、鍵付きマンホール蓋の鍵部が戻っていることを確認すること。
- (4) 作業で使用する工具類及びロープ等を下流側へ流してはならない。不注意等で流すことも予想されるため、できるだけ落下物を補足できるよう工夫すること。清掃等で発生する汚泥、油脂、スカム等も下流側へ流さないよう努めること。

9. 点検・調査項目

(1) 管渠内

①腐食、②たるみ、③クラック、④継手ズレ、⑤扁平、⑥変形、⑦浸入水、⑧木根浸入、⑨油脂の付着、⑩樹木根浸入、⑪モルタル付着

10. 点検・調査結果

点検・調査結果は、下水道維持管理指針（2014 年版）等に基づき、報告書を作成すること。

11. 調査結果の照査

受注者は、下水道維持管理指針（2014 年版）等の技術資料に基づき、点検・調査の判定を十分に検討すること。

12. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については調査職員と受注者の協議のうえ、これを定める。ただし、これらの場合において、業務上当然必要と認められる軽微なものについては、受注者の負担においてこれを実施しなければならない。

13. 業務時間帯

昼間（9:00～16:00）

※但し、音が出る作業においては授業の妨げになる場合は、休日作業で行う配慮をとること。

※但し、潮位の関係上、上記の時間帯での作業が困難な場合は、事務長と協議の上作業時間帯を調整する。

14. 業務数量

別紙「業務数量表」のとおり。

高圧洗浄車清掃工	310m
本管 TV 調査工	310m
報告書作成工	310m
汚泥処分工	1,000 kg（実績に応じて増減）

1 5. 一括再委託の禁止等

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
- ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認められる場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- ①契約金額の 50%を超える業務
 - ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
 - ③管路施設に入りまたはテレビカメラを使用して調査する業務
 - ④管路施設の清掃業務及び収集した汚泥の運搬業務
 - ⑤報告書作成業務
- (2) 受注者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- ①資料の収集・整理
 - ②複写・印刷・製本
 - ③原稿・データの入力及び集計
 - ④交通誘導に係る業務

1 6. 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者、及び指名停止措置を受けている者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

1 7. 再委託の範囲

- (1) 本契約の履行に当たり、受注者が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は下記の業務とする。
- 1 5. (1) ③管路施設に入りまたはテレビカメラを使用して調査する業務
- ④管路施設の清掃業務及び収集した汚泥の運搬業務
 - ⑤報告書作成業務
- (2) 受注者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 1 5. (2) ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
 - ③原稿・データの入力及び集計
 - ④交通誘導に係る業務